

政令指定までの予定

	内 容
5月20日	第1回 本協議会 ・ 都市再生緊急整備地域制度について（内閣府） ・ 都心軸の現状と課題（事務局）
7月1日～31日	市民アンケートの実施（事務局）
前回 （8月21日）	第2回 本協議会 ・ エリア（素案）と地域整備方針（素案）について
本日 （11月6日）	第3回 本協議会 ・ 素案のとりまとめ
今後 1月（予定）	本協議会から金沢市へ素案を報告 金沢市から内閣府へ素案を申請
参考 申請後の流れ （内閣府）	素案を基に、有識者会議での意見を踏まえ案を作成 案についてパブリックコメントを実施 閣議決定を経て、都市再生緊急整備地域として政令で指定